

NSRにゆーす

社会保険労務士法人NSR

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1-1-8

堂島パークビル3階

tel 06-6345-3777 fax 06-6345-3776

子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得

令和3年1月1日施行

改正前

改正後

- ・ 半日単位での取得が可能
- ・ 1日の所定労働時間が4時間以下の労働者は取得できない



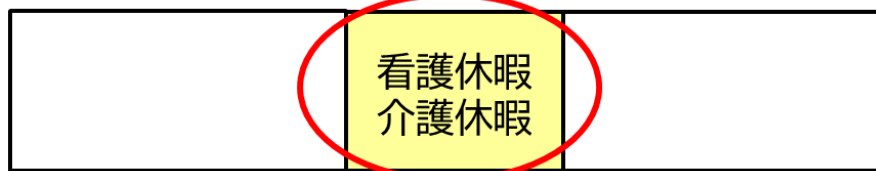
- ・ 時間単位での取得が可能
- ・ 全ての労働者が取得できる

- ☞ 「時間」とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、**労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。**
- ☞ 法令で求められているのは、いわゆる「中抜け」なしの時間単位休暇です。
- ・ 法を上回る制度として、「中抜け」ありの休暇取得を認めるように配慮をお願いします。
 - ・ 既に「中抜け」ありの休暇を導入している企業が、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更になります。ご注意ください。

(注) いわゆる「中抜け」とは、就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ることを指します。



「中抜け」を想定しない制度であっても許容される



看護・介護休暇の取得に関し、「中抜け」による時間単位での取得を認めている場合には、法を上回る望ましい取扱いであるため、改正後に「中抜け」を想定しない制度に変更する必要はない。